

## ● 消費税の確定申告はお早めに!!

	申告、納税期限	口座振替日（振替納税ご利用の方）
消費税及び地方消費税	3月31日（木）	4月26日（火）

申告所得税の口座振替日は、4月21日（木）です。

※ 振替納税をご利用の方は、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

### 【 申告を間違えたときなどの手続 】

#### ○ 税額を多く申告していたとき（更正の請求）

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求められます。この更正の請求をする場合は、税務署又は国税庁ホームページに用意してある「更正の請求書」に既に申告した金額と訂正すべき金額などを記入して、所轄の税務署に提出してください。

更正の請求ができる期間は、原則として、確定申告書提出期限から1年以内です。

#### ○ 税額を少なく申告していたとき（修正申告）

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。この修正申告をする場合は、税務署に用意してある申告書B第一表と第五表（修正申告書・別表）に、既に申告した金額と修正すべき金額などを記入して提出してください。修正申告をしたり、税務署から更正を受けたりすると、新たに納めることになった税額のほかに、過少申告加算税又は重加算税や延滞税がかかる場合があります。

### 令和4年度の協会けんぽの保険料率が改定されます

協会けんぽ三重支部の健康保険料率及び介護保険料率は、令和4年3月分（4月納付分）から変更されます。

	現行		令和4年3月分～
健康保険料率	9.81%	→	9.91%
介護保険料率	1.80%	→	1.64%



※ 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※ 賞与については、支給日が3月1日から変更後の保険料率が適用されます。

基本保険料率・特定保険料率とは

健康保険料率（9.91%）のうち、6.48%は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.43%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

介護保険制度・介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費（税金）や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者（介護保険第2号被保険者）の介護保険料（労使折半）等により支えられています。



### マイナンバーカード連携 伊賀市地域振興券の使用期限は3月31日です

マイナンバーカードをお持ちの人、もしくは集団申請などで1月末までに申請した人に配布された伊賀市地域振興券の使用期限は、令和4年2月28日となっていました。令和4年3月31日（木）までに延長されています。

使用期限を過ぎると無効となり使えなくなります。使用できなかった地域振興券は、換金もできません。有効期限内に忘れずご使用ください。

## 出張健康診断のお知らせ

伊賀市商工会では、会員の福利厚生対策の一環として、事業主、従業員、家族の健康保持増進を図るために、出張健康診断事業を実施します。従業員を常時雇用する事業主は労働安全衛生法に基づき、必ず年1回定期的に健康診断を実施しなければなりません。出張には各場所で30名以上のご利用が必要となります。

詳細、申込は実施前にご案内させていただきますので是非ご利用くださいますようお願いいたします。



実施予定日	令和4年11月21日(月) 青山・島ヶ原 令和4年11月22日(火) 伊賀
実施機関	一般財団法人 滋賀保健研究センター
健診内容	「協会けんぽ一般健診」(協会けんぽ加入者の35歳以上の方対象) 7,160円 「定期健康診断」 9,000円 (金額は令和3年度のものであり変更になる場合があります)

### ■ 支援金のご案内 ■

#### 【事業復活支援金】

経済産業省(中小企業庁)より、2022年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者、地域・業種を問わず、固定費負担の支援として、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額が一括給付されます。

対象者: 下記の①と②を満たす中小法人・個人事業者等

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

②2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者

給付額: 上限額 中小法人等250万円、個人事業者等50万円

算出式=基準期間の売上高-対象月の売上高×5か月分

申請受付: 2022年1月31日(月)～5月31日(火)

※ 詳細はホームページ <http://jigyuu-fukkatsu.go.jp/> をご覧ください。

#### 【三重県地域経済復活支援金】

2022年1月のまん延防止等重点措置発出に伴う経済活動の停滞等による影響により、特に厳しい状況にある県内の中小法人・個人事業者等の事業継続・事業回復を支援するため、支援金が支給されます。

対象者: まん延防止等重点措置発出に伴う経済活動の停滞等による影響を受けた、三重県内の中小法人・個人事業者等

支給要件: 2022年1月～3月のいずれかの月の売上高が、2021年、2020年または2019年の同月と比べて、30%以上減少していること

支給額: 上限額 中小法人等30万円、個人事業者等15万円

算出式=[(比較年の1～3月の売上合計)-対象月の売上×3]

—国の事業復活支援金の受給(予定)額×3/5

申請受付: 2022年3月2日(水)～6月15日(水)(消印有効)

※ 詳細は別添チラシをご覧ください。



次回の 会員一斉訪問実施予定日は  
**4月14日(木) です**

当日は各支所の事務所を閉めさせていただきますので、ご了承下さい。14日にお伺いできない場合は15日頃までにお伺いいたします。当日のご連絡は本所(電話 45-2210)までお願いいたします。



各種情報については伊賀市商工会ホームページに掲載しています。上記のQRコードを読み取ってご覧ください。

### 《貸付金利の状況》

(令和4年3月1日現在)

日本政策金融公庫	普通貸付基準利率 (使用用途、返済期間、担保の有無等により異なる)	基準金利
	経営改善貸付 (無担保・無保証人)	特別金利F
三重県融資制度	小規模事業資金 (第三者保証不要・別途保証料)	1.60% または 1.70% →
商工貯蓄共済制度	一般 (保証料不要)	1.675% ~ 2.075% →
	保証協会保証付 (別途保証料)	1.40% →

※低金利・無利子化など新型コロナウイルス感染症関連の融資制度もあります。本所または支所へお問い合わせください。